

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び東福寺地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者、京都府公安委員会などが東福寺地区において実施していくバリアフリー化事業の計画概要を示します。

なお、だれもが利用しやすい旅客施設とするためには、個々の施設の整備状況が特に重要であるため、公共交通事業者が実施する旅客施設のバリアフリー化事業計画は、より具体的な内容を示します。

ここに示す事業計画は、

① 特定事業として位置付けるバリアフリー化事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動等円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業等）の計画

② 特定事業以外のバリアフリー化事業計画

特定事業にあわせて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

- ① 短期 平成22年までに事業を完了させることを目標とするもの
- ② 長期 事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの、若しくは、現在、取組を進めており、今後とも継続していくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、東福寺地区基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者、京都府公安委員会などが、それぞれ東福寺地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 JR 東福寺駅及び京阪東福寺駅のバリアフリー化事業計画の概要

(1) JR 東福寺駅及び京阪東福寺駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、JR 東福寺駅及び京阪東福寺駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線の確保

本町通からホームを結ぶエレベーターの設置による段差解消や階段等の手すりの改善等により、高齢者や障害のある方などがより円滑に移動できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。

イ 情報案内設備の整備

点字案内地図や案内板等の設置位置の改善等により、高齢者や障害のある方などにとって、より分かりやすい案内情報が提供できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。

ウ 利便設備の整備

既存のトイレをオストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた方が器具の洗浄などを行える設備を備える）へ改善する事などにより、高齢者や障害のある方などが、より使いやすい設備となるようにバリアフリー化事業を実施していきます。

(2) その他の課題に対する考え方

連絡会議や分科会などで提起された上記以外の様々な課題・問題点や JR 東福寺駅及び京阪東福寺駅以外の駅でも共通の課題となっているものについて、基本的な考え方を示します。

ア 様々な設備の改善の検討

ホーム上への非常停止ボタンの設置、その他提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期などにあわせ、できる限り多くの設備の改善を図るように努めます。

イ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

公共交通機関旅客施設の移動等円滑化整備ガイドラインに沿った案内表示等の統一化、緊急時等の情報表示並びに国際観光都市の交通の要所としての案内表示（多言語表示など）やより分かりやすい料金表、路線図及び情報案内表示等について、関係事業者と協議しながら検討を進めます。

ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差の縮小等、東福寺地区の駅以外の駅でも共通の課題となっているものについては、長期的な課題として検討を進めます。

(3) バリアフリー化事業計画の概要

ア JR 東福寺駅のバリアフリー化事業計画の概要

以下の事業を公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

- (ア) 本町通から上り・下りの各ホームを結ぶエレベーターの設置
- (イ) 点字表示の設置位置・表示内容の改善も含めた、2 段手すり化などの階段手すりの改善
- (ウ) オストメイト対応トイレへの改良等トイレの改良
- (エ) トイレの出入口における音響案内装置の設置

(カ) バリアフリー化事業に伴う点字地図や案内板の設置・改善等の駅全体の案内設備の改良

イ 京阪東福寺駅のバリアフリー化事業計画の概要

以下の事業を公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(ア) 本町通から上りホーム側の改札口を結ぶエレベーターの設置

(イ) 点字表示の設置位置・表示内容の改善も含めた、2段手すり化などの階段手すりの設置・改善

(ウ) 車いす対応型トイレのオストメイト対応化等による多機能トイレへの改良

(エ) バリアフリー化事業に伴う点字地図や案内板の設置・改善等の駅全体の案内設備の改良

JR 東福寺駅及び京阪東福寺駅における公共交通特定事業計画の概要を表―8に、また、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表―9に示します。

表－8 JR東福寺駅及び京阪東福寺駅における公共交通特定事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次			
			H20	21	22	23～
JR 東福寺駅	エレベーターの設置	西日本旅客鉄道	▶			
	階段手すりの改良		▶			
	オストメイト対応トイレへの改良		▶			
	トイレの出入口における音響案内装置の設置		▶			
	バリアフリー化事業に伴う駅全体の案内設備の改良		▶			
京阪 東福寺駅	上りホーム側の改札へのエレベーターの設置	京阪電気鉄道	▶			
	階段・スロープの手すりの設置・改善		▶			
	オストメイト対応化等多機能トイレへの改良		▶			
	バリアフリー化事業に伴う駅全体の案内設備の改良		▶			

表－9 JR東福寺駅及び京阪東福寺駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次			
			H20	21	22	23～
京阪 東福寺駅	券売機の蹴り込み改善	京阪電気鉄道	▶			
2駅共通	非常停止ボタンの設置	西日本旅客鉄道 京阪電気鉄道	▶			
	様々な設備の改善の検討		▶			
	各鉄道事業者における共通課題の検討		▶			

※ 特定事業計画作成の段階で、特定事業として実施可能かどうかの検討を行い、可能な限り、表－8の事業と一体的な整備を行うものとします。

JR東福寺駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図－13に、

京阪東福寺駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図－14に、示します。

2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、JR 東福寺駅及び京阪東福寺駅を発着する鉄道車両並びに東福寺地区内のバス停を発着する路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 鉄道車両

新製車両導入時に、車いすスペースの確保や次停車駅名等の案内表示装置など移動等円滑化基準に適合した車両とします。

イ 路線バス

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど移動等円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を、表-10に示します。

表-10 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次			
	H20	21	22	23～
東福寺地区のバス停を発着する車両の約90%をノンステップバスとする				

<参考> 京都市交通局（市バス）の車両の更新計画

年次	総車両数	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ワンステップバス・ノンステップバスの割合
平成19年度末 (2007年度末)	760	27	537	74%
平成20年度末 (2008年度末)	760	27	(※) 607	83%
平成21年度末 (2009年度末)	760	27	(※) 713	97%

(※) 導入する車両の一部がワンステップバスに変更となる場合がある。

図-13 JR東福寺駅のバリアフリー化事業計画

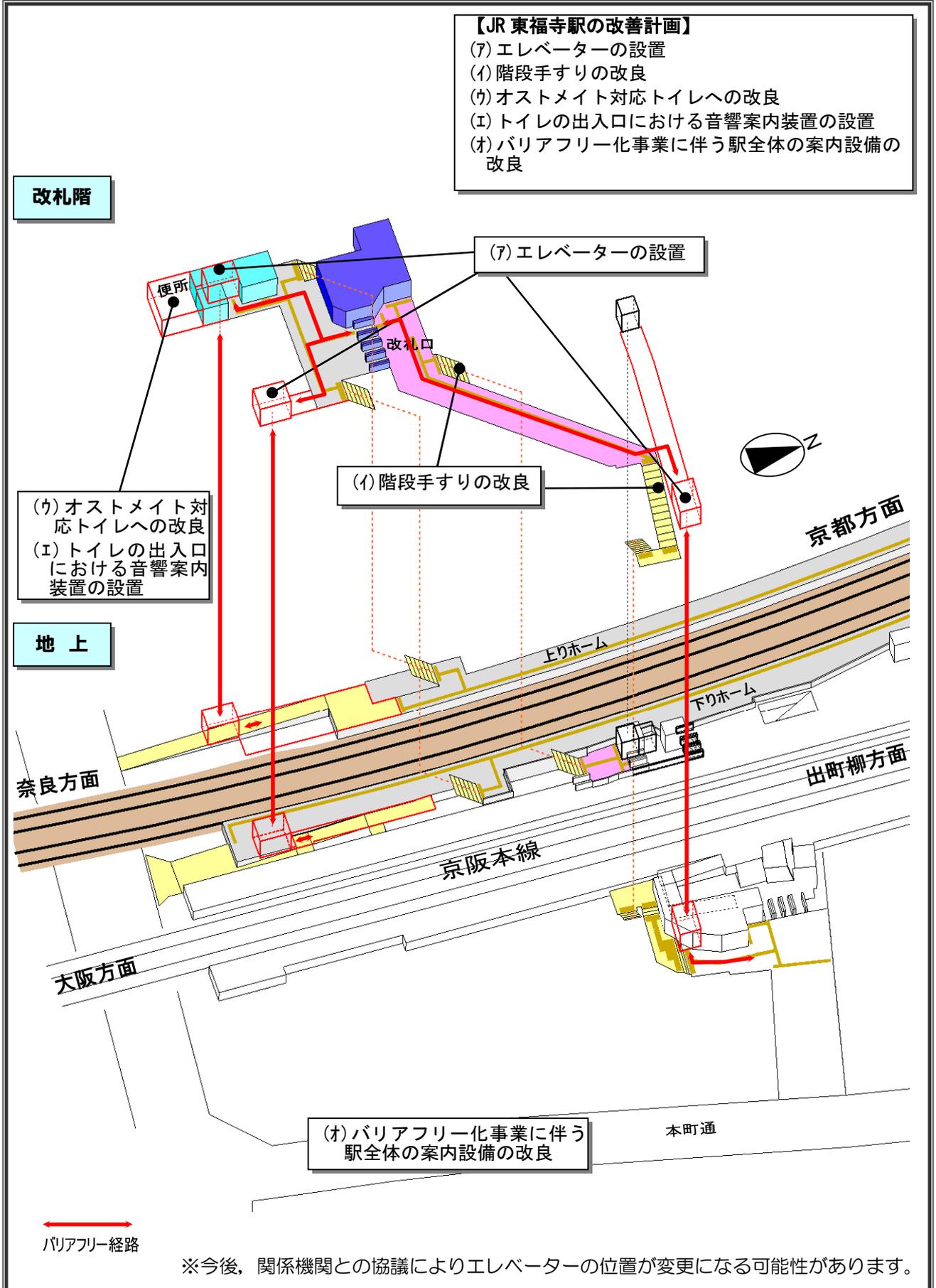
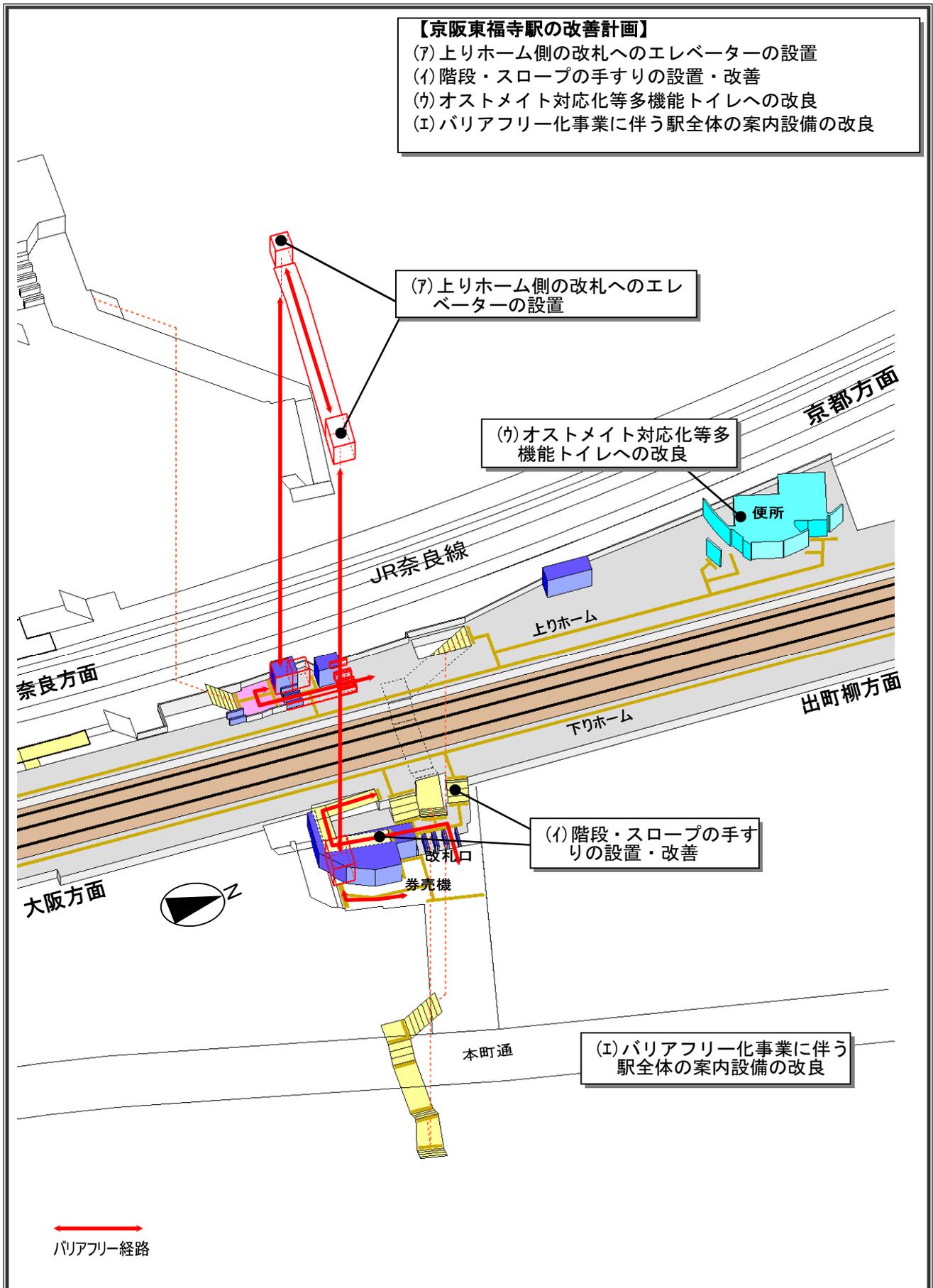


図-14 京阪東福寺駅のバリアフリー化事業計画



※イメージ図であり、実際の形状・寸法とは異なります。

3 道路のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業計画を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 生活関連経路

生活関連経路においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

イ 生活関連経路以外の道路

駅周辺に広く分布する商業施設、公共・公益施設への歩行者の移動経路や駅周辺に居住する市民及び京都を訪れる観光客の JR 東福寺駅及び京阪東福寺駅へのアクセス経路の安全性の確保などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、道路特定事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう努めます。

ウ その他

(7) 安全・快適な歩行空間の確保について

放置自転車の対策については、京都市自転車総合計画に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などとの協力・連携を図りながら取組を進めます。

また、乱雑に駐輪されている無料駐輪場については、適切な管理運営を行うために有料化等を含めた検討を行います。

看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街の取組などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

(1) その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成 20 年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

東福寺地区における道路特定事業計画の概要を表-11に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表-12に示します。

表-11 道路特定事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次			
			H20	21	22	23～
生活関連経路Ⅰ	一般府道 四ノ宮四ツ塚線 (通称：東大路)	段差、勾配の改善 歩行者優先策の検討	▶			
生活関連経路Ⅱ	市道 一橋緯 14 号線 市道 今熊野緯 22 号線 (通称：泉涌寺道)	段差、勾配の改善	▶			
生活関連経路Ⅲ	市道 本町通	歩行者優先策の検討	▶			

表-12 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次			
			H20	21	22	23～
—	重点整備地区内のその他の道路	歩行者優先策の検討	▶			

4 交通安全施設などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、生活関連経路における高齢者や障害のある方などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

高齢者などの安全な横断を確保するため、既設信号機の高齢者等感応化への改良整備の検討を行います。

イ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車への指導・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

ウ その他

交通安全特定事業計画は、平成 20 年度末を目途に定めませんが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

東福寺地区における交通安全特定事業計画の概要を表-13に示します。

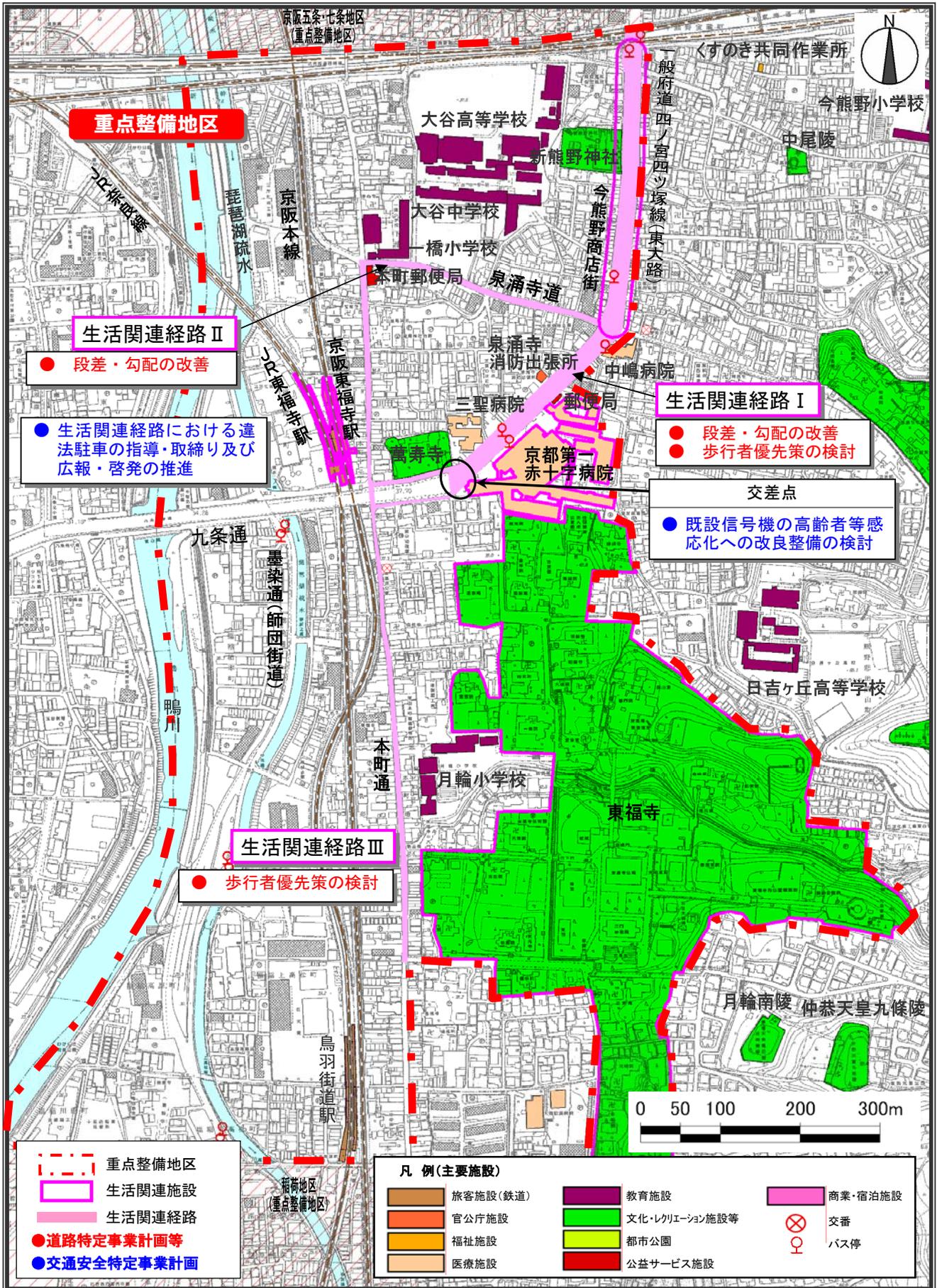
表-13 交通安全特定事業計画の概要

経路	路線等	事業内容	目標年次			
			H20	21	22	23～
生活関連経路Ⅰ	一般府道 四ノ宮四ツ塚線 (通称：東大路)	違法駐車への指導・取締り及び広報・啓発の推進	注1)			
生活関連経路Ⅱ	市道 一橋緯 14 号線 市道 今熊野緯 22 号線 (通称：泉涌寺道)		注1)			
生活関連経路Ⅲ	市道 本町通		注1)			
生活関連経路Ⅰ	東福寺交差点	既設信号機の高齢者等感応化 ^{注2)} への改良整備の検討	注1)			

注1) 現在すでに取組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。
注2) 高齢者等感応式信号：青延長押ボタン付き信号機

道路及び交通安全施設などのバリアフリー化事業計画を図-15に示します。

図-15 道路及び交通安全施設などのバリアフリー化事業計画



5 その他のバリアフリー化事業計画の概要

平成18年12月に施行された「バリアフリー新法」により拡充された建築物のバリアフリー化について、東福寺地区内において、多くの高齢者や障害のある方などが、徒歩による移動で利用すると考えられる施設として、京都第一赤十字病院、東福寺及び今熊野商店街が挙げられます。これらの施設管理者には、バリアフリー新法による基本構想策定についてご理解いただき、建築物のバリアフリー化事業の実施について協議を行いました。

以下に、これらの施設における主要なバリアフリー化事業計画の概要を示します。

(1) 京都第一赤十字病院におけるバリアフリー化事業計画の概要

京都第一赤十字病院では本館A、B棟において、将来の旧病棟の改築計画に合わせ車いす対応型トイレをオストメイト機能が付加した多機能トイレへの改修、点字案内図の設置及び視覚障害者用誘導ブロックの改善等の取組を行います。

さらに改築計画においては、建物の全体的な利用動線を考慮した案内サインの設置、改善を検討します。

(2) 東福寺におけるバリアフリー化の取組の概要

東福寺においては、これまで拝観者用に車いす対応型トイレを3箇所設置するなどバリアフリー化の取組を進めています。

また、伝統的な文化財などバリアフリー化整備が困難なものもありますが、心のバリアフリー等の人的対応も含めた利用の円滑化を促進します。

さらに、施設の更新時などにできる限りバリアフリー化に対応できるように検討を行います。

(3) 今熊野商店街におけるバリアフリー化の取組の概要

今熊野商店街振興組合では、これまで看板・商品等の道路へのはみ出しなどについて、啓発活動などさまざまな取組を行っています。今後も利用者が快適に買い物ができるように取組を進めます。

6 ソフト施策及びその他の施策の概要

(1) コミュニケーションのバリアフリー化の概要

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表14に示します。

表一14 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や障害のある方などの移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報提供など
		高齢者や障害のある方などとのふれあいの場の設置など
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障害のある方などとの交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
		公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備
違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪・看板類等、高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など	
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した、駅などのバリアフリー状況に関する情報提供（京都市や公共交通事業者のホームページなど） バリアフリーマップの作成・提供（駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など）
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など

(2) その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民、事業者、関係行政機関などは、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。

7 交通システムの円滑化について

京都市では、平成15年6月に策定した『「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン』に基づいて、人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進しています。

今後とも、駐輪対策、渋滞対策等の京都市全体の交通システムの検討も含めて、他の事業との連携を図りながら、安心して快適な歩行者空間を創り出していけるよう、地区内の交通円滑化に向けた取組について検討を進めていきます。